

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

当麻町より大切なお知らせ

2019年10月1日より

指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上をめざして、水道法の一部を改正する法律が2019年10月1日より施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から「5年間」となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日【1年】
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日【2年】
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日【3年】
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日【4年】
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日【5年】

●指定更新の要件は水道法第25条の3を準用し、次の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●当麻町が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間・漏水修繕・対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行う事ができる技能を有する者の従事状況